

付属書：責任ある企業気候変動ロビー活動に関するグローバル基準

www.climate-lobbying.com

(日本語参考訳)

私たちは投資家として企業に対して「コンプライ・オア・エクスプレイン」の原則の下で以下を期待します

枠組み指標		補足 (p. 9 の「定義」も参照)	前例
政策&コミットメント			
1.	気候変動に関するすべてのロビー活動を、世界全体の気温上昇を工業化以前の水準よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標と整合させるコミットメントを公表すること。	世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標に沿って、管理された移行を支持するロビー活動へのコミットメントは、気候変動リスクへの企業の基本的対応として期待されている。	Transparency International: 原則 6 (2015) PRI、IIGCC、Ceres の投資家の期待 (2015、2018、2020) Business Ambition for 1.5°C (2019) AAA Framework: 「提唱せよ」 (Advocate) (2020) Ceres Blueprint: 「行動せよ」 (Act) (2020) CA100+ ベンチマーク 7.1a (2021)
2.	このコミットメントの範囲をすべての関係会社と事業分野およびすべての事業活動地域に適用すること。	企業の気候変動関連のロビー活動のすべて——すべての地理的地域および事業分野において——が、世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標を支持するものでなければならない。	Transparency International: 原則 7 (2015) Business Ambition for 1.5°C (2019) CA100+ ベンチマーク 7.2a (2021)
3.	自社が参加する業界団体、連盟、連合などの組織が行う気候変動ロビー活動が、世界全体の気温上昇を工	集団的な取り組み——公式の団体を通じたものであれ、非公式の集まりを通じたものであれ——は気候変動政策に多大な影響を及ぼす。世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高	Transparency International: 原則 3 および 4 (2015) PRI、IIGCC、Ceres の投資家の期

付属書：責任ある企業気候変動ロビー活動に関するグローバル基準

www.climate-lobbying.com

(日本語参考訳)

	業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標と整合するように行動するコミットメントを公表すること。	い水準までにとどめるという目標に沿ったロビー活動へのコミットメントを明確に示すことにより、企業の仲介機関や代理人に対し、その気候変動関連のロビー活動への期待を明確に伝えることができる。	待 (2015, 2018, 2020) AAA Framework: 「整合させよ」 (Align) (2020)
ガバナンス			
4.	気候変動関連ロビー活動のアプローチと活動を監督する責任を取締役レベルに設定すること。	気候変動に関わるロビー活動の監督責任を取締役会の委員会が担うことにより、この期待に応えることができる。この責任は——個人が負うのであれ委員会が負うのであれ——一般的な気候変動関連の活動や一般的な政策ロビー関連活動だけでなく、明示的に気候変動ロビー活動に言及したものにすべきである。	Transparency International: 原則 1 および 5 (2015) Ceres Blueprint: 「統治せよ」 (Govern) (2020)
5.	気候変動ロビー活動の方針の日常的な実施・実践を担う責任を上級管理職レベルに設定すること。	この責任は——個人が負うのであれ委員会が負うのであれ——一般的な気候変動関連の活動や一般的な政策ロビー関連活動だけでなく、明示的に気候変動ロビー活動に言及したものにすべきである。	AAA Framework: 「提唱せよ」 (Advocate) (2020) Ceres Blueprint: 「統治せよ」 (Govern) (2020)
6.	すべての地理的地域における自社の直接的、間接的な気候変動ロビー活動が、世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標と整合するように、毎年モニタリングと見直	これには自社の気候変動および気候変動ロビー活動に関する政策的立場について、参照した資料を明示した上での詳細な分析を公表し、それにより目標の一貫性と達成を確保することを含む。特定の分野（例、自社の事業活動に関係する分野、自社の低炭素移行戦略に関係する分野）における自社の方針が、世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までに	CDP 12.3f PRI、IIGCC、Ceres 投資家の期待 (2015, 2018, 2020) AAA Framework: 「整合させよ」 (Align) (2020) Ceres Blueprint: 「統治せよ」 (Govern)

付属書：責任ある企業気候変動ロビー活動に関するグローバル基準

www.climate-lobbying.com

(日本語参考訳)

	しを行うプロセスを定めること。	と定めるという目標とどのように整合しているかを明らかにすること。	(2020) InfluenceMap (2020)
7.	自社の気候変動ロビー活動方針、立場、活動の設定や見直しに関して、ステークホルダーとのエンゲージメントのプロセスを定めること。	ステークホルダーの関与が関係する政策ロビー活動プロセスには、特定の政策課題に対する企業としての立場やプログラムの策定、ロビー活動に関する企業の方針の策定と見直し、特定のロビー活動やロビー活動プログラムの見直しといった段階が含まれる。	AAA Framework: 「提唱せよ」 (Advocate) (2020)
8.	自社が参加する業界団体、連盟、連合などの組織の気候変動ロビー活動方針が、世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標に整合しない場合に、それに対処する明確な枠組みを定めること。	この期待に応えるには企業は以下について明確に説明しなければならない。 ・自社が参加する業界団体、連盟、連合などの組織の気候変動ロビー活動方針が、世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標に整合しているかどうかを評価するための基準。 ・どのようなエスカレーションをするか。そうした行動には以下のようなものが含まれるが、これらに限らない：業界団体やその他の連盟組織への異議を公表すること、業界団体や産業組織から資金を引き上げること、業界団体や産業組織への参加を一時停止または脱会すること。 ・こうした段階的引き上げ戦略をいつ実施するか（すなわち、どのような場合に、どういう時間軸で、どういう順番で）	Transparency International: 原則 3 および 4 (2015) AAA Framework: 「整合させよ」 (Align) (2020) Ceres Blueprint: 「行動せよ」 (Act) (2020) InfluenceMap (2020)

付属書：責任ある企業気候変動ロビー活動に関するグローバル基準

www.climate-lobbying.com

(日本語参考訳)

		・この枠組みに対する取締役会の責任と監督のあり方。	
--	--	---------------------------	--

行動			
9.	(a) 自社の気候変動ロビー活動、および(b)自社が参加するまたは支援する業界団体、連盟、連合またはシンクタンクの気候変動ロビー活動の 1.5 度目標との整合性に関連する自社の評価や行動を対象にした詳細な年次レビューを公表すること。	この期待に応えるには企業は以下のことを行わなければならない。 ・そのようなレビューを年次で行うこと。 ・1.5 度方針との整合性評価の根拠を公表すること。 ・プロセス中に協議したステークホルダーを含め、レビューがどのように実施されたかを説明すること。 ・どの機関が対象になり、どの機関が対象にならないかという意味でのレビューの範囲の詳細。その際、自社にとってもっとも重要な機関を優先すること。 ・何らの立場をとっている場合、1.5 度目標のためのロビー活動に整合した立場と整合していない立場の双方を評価に含めること。 ・レビューの主な結果を記すこと。 ・レビューの結果、とった行動を詳細に記すこと。 ・業界団体、連盟、連合などの組織の気候変動ロビー活動が、世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標に一致しない場合に取った行動（すなわち、自社の段階的引き上げ行動をどのように展開したか）、および関係が続いている場合、それを次	CDP 12.3a および 12.3e GRI 103: 経営管理のアプローチ、重要性および境界 Transparency International: 原則 10 (2015) CA100+ ベンチマーク 7.1b, 7.3a & 7.3b (2021) AAA Framework: 「整合させよ」 (Align) (2020) Ceres Blueprint: 「評価せよ」 (Assess) (2020) InfluenceMap (2020)

付属書：責任ある企業気候変動ロビー活動に関するグローバル基準

www.climate-lobbying.com

(日本語参考訳)

		年度にどのように継続してレビューするかを詳述すること。 ・レビューを取締役会で承認すること。	
10.	自社の気候変動ロビー活動および／または自社が参加する業界団体、連盟、連合または資金を提供するシンクタンクの気候変動ロビー活動が、世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標に一致しない場合にそれを認識し、それへの対処を報告すること。	信頼性を確保するために、一致しない活動についての独自評価は関係ステークホルダーの見解や評価と相互参照すること。	Transparency International: 原則 4 および 9 (2015) PRI、IIGCC、Ceres 投資家の期待 (2015, 2018, 2020) Transition Pathway Initiative (2019) Ceres Blueprint: 「行動せよ」(Act) (2020) InfluenceMap (2020)
11.	世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標を支持するロビー活動という具体的目的をもつ連合体を組織する、またはそれに参加すること。	責任ある気候変動ロビー活動とは、気候変動政策を阻害するロビー活動を避けることだけではない。世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標に一致する政策的措置を求めて、個々に、または他者と一緒に、野心的かつ積極的なロビー活動を行うことも含まれる。そうした手段が存在しない場合、企業は自ら作り出すべきである。そのような連合は、野心的な気	Transition Pathway Initiative (2019) Business Ambition for 1.5°C (2019) AAA Framework: 「提唱せよ」(2020)

(日本語参考訳)

		候変動政策を求める企業の明確な意思表示に有用である。	
具体的な開示			
1 2.	気候変動関連のロビー活動を行うあらゆる団体、連盟、連合などの組織で自社が参加、支援または関与するものを、すべての地理的地域を対象に公表すること。	この透明性は、企業が参加する業界団体、連盟、連合などの組織の気候変動ロビー関連活動に責任を負うための不可欠な第一歩である。	CDP 12.3c および 12.3d GRI 102-13: 会員リスト Transparency International: 原則 4、6、10 (2015) CA100+ ベンチマーク 7.2b (2021)
1 3.	これらの団体それぞれについて、(a)自社が年間に支払っている金額、(b)自社が理事会の一員である、または気候変動に関する委員会その他の活動で重要な役割を負っている団体を公表すること。	この情報は企業が業界団体、連盟、連合などの組織で影響力を及ぼしうる際に、その影響の度合を測る指標である。	CDP 12.3b Transparency International: 原則 4 (2015) AAA Framework: 「配賦せよ」 (Allocate) (2020)
1 4.	自社の気候変動ロビー活動が(a)野心的な気候変動公共政策の支持、および(b)自社の移行戦略を実施する能力に及ぼす影響について全体的に評価し公表すること。	この開示は企業が責任ある気候変動ロビー活動へのコミットメントをどう実行に移しているかを明確に伝えるものでなければならない。 ・レビューの対象年の公共政策提言活動の目標とその実現の程度を詳述すること。	GRI 415: 公共政策 OECD 原則: 透明性の強化 (2010) Transparency International: 原則 8、9、10 (2015)

付属書：責任ある企業気候変動ロビー活動に関するグローバル基準

www.climate-lobbying.com

(日本語参考訳)

	と。	・レビューの対象年に特定のコンサルテーション・パブリックコメントや特定の政策提案などについて自社がとった具体的な立場を明らかにすること。 ・これらの立場が世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標にどう整合するかを説明すること。 ・ 1.5 度目標に整合した移行を実現する環境作りに自社のロビー活動がどう資するかについての全体的評価を示すこと。	AAA Framework: 「提唱せよ」 (Advocate) (2020) Ceres Blueprint: 「評価せよ」 (Assess) 「行動せよ」 (Act) (2020)
--	----	---	---

定義と注釈		
1.	気候変動ロビー活動（定義）	「企業の気候変動ロビー活動」とは、政治アクターまたは官僚機構アクターによる気候に関連性の強い意思決定に、企業やその代理人が直接、または間接的に影響を与えようとして行う活動を指す。気候変動に関連性の強い政策とは、環境に関わる公共政策および環境以外の公共政策で、パリ協定の気温目標実現に小さくない影響（好影響であれ悪影響であれ）を及ぼすあらゆる政策を指す。そのようなロビー活動——政策提言活動、政策関与及びアドボカシーともいう——は気候変動に関する公共政策の厳しさの度合いや効果に大きな影響を及ぼす。それは社会にとっての関心事であるだけでなく、企業とその投資家にとって重大な財務的意味をもつ問題である。
2.	責任ある気候変動ロビー活動（定義）	「責任ある気候変動ロビー活動」とは、世界全体の気温上昇を工業化以前よりも摂氏 1.5 度高い水準までにとどめるという目標、および温室効果ガス排出をできるだけ早期にピークアウトし減少させるという野心に整合したロビー活動を指す。
3.	ロビー活動のトピック（範囲）	気候変動ロビー活動の範囲は、気候変動に直接関わる政策的措置に限られるものではなく、温室効果ガス排出および／または世界の気温上昇に予測可能な影響を及ぼすようなロビー活動も含む。例として、エネルギー、インフラ、土地利用、税制などにおける政策的措置を含む。
4.	ロビー活動のアプローチ（範囲）	これに関する期待には、以下の両方が含まれる ⁱⁱ 。 ・ロビー活動の主体と公共政策立案者の直接的な接触（訴訟を含む）を含む直接的なロビー活動。 ・ロビー活動の主体が世論の形成と動員を通じて間接的に公共政策に影響を与えようとする

付属書：責任ある企業気候変動ロビー活動に関するグローバル基準

www.climate-lobbying.com

(日本語参考訳)

		間接的なロビー活動。これには広告、草の根ロビー活動、SNS 上の活動を含む。
5.	ロビー活動のアクター（範囲）	これらの期待は企業自身とその代理人を対象とする。これには業界団体、産業団体、シンクタンク、連合、産業連盟を含むがそれに限らない。また、草の根組織または企業やその代理人が資金提供するその他の組織も含む。重点がおかれるのは企業組織であり、企業は地理的地域やさまざまな事業単位を横断して、また関係会社においても、アプローチの一貫性を確保することが期待される。

-
- i 本枠組みは学术界、市民社会、企業、投資家そして政策立案者の代表の意見を求める協議プロセスを通じて策定された。多様なアクターがこれまでに公表したガイダンスを基礎にそれをさらに強化するものである。
- ii 直接的なロビー活動はしばしば「インサイダー」ロビー活動と呼ばれ、間接的なロビー活動は「アウトサイダー」ロビー活動と呼ばれることが多いことに留意。